第37回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成27年6月24日（水曜日）午前10時

開催場所

東京都港区芝浦三丁目16番18号
ホテルJALシティ田町東京 地下1階「鳳凰の間」

IX Knowledge Inc.

CONTENTS

- 第37回定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 事業報告…… 3
- 計算書類…… 19
- 監査報告書…… 34
- 株主総会参考書類…… 37

アイエックス・ナレッジ株式会社

証券コード：9753

証券コード　9753
平成27年6月9日

株　主　各　位

東京都港区海岸三丁目22番23号
アイエックス・ナレッジ株式会社
代表取締役社長　安　藤　文　男

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　平成27年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前9時15分とさせていただきます。）

2．場　　所　東京都港区芝浦三丁目16番18号
ホテルＪＡＬシティ田町東京　地下1階　鳳凰の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第37期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎代理人によるご出席の場合は、当社定款第18条の定めるところにより、議決権を有する他の株主様１名に委任していただくことが必要となります。なお、代理権を証明する書面をご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎当日、当社の係員は「ＣＯＯＬ　ＢＩＺ（クールビズ）」スタイルにて対応させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

◎次に掲げる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ikic.co.jp）に掲載させていただきます。

（１）株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合

（２）停電の決定その他の不測の事態が発生したことにより、やむを得ず開催時間または開催場所を変更する場合

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や金融緩和政策等を背景に、大手企業を中心に企業収益や雇用情勢に改善の兆しが見られ、総じて緩やかな回復基調となりました。当社をとりまく情報サービス市場においても、これまで慎重姿勢が続いてきた企業の設備投資に持ち直しの動きが見られ、特に金融業や製造業を中心にＩＴ投資への積極的な姿勢が顕著になってまいりました。

このような状況のなか当社は、確かな「モノ(システム)づくり」による「高品質なサービス」を提供することを基本方針として事業を展開してまいりました。また、当業界を取り巻く環境の変化に対応するため、事業の選択と集中を進め効率的な事業運営を行うことで、安定的な収益を確保できる体制を構築してまいりました。この一環として、当事業年度において、収益面で不安定な状況が続いていた九州事業所について同部門の事業をｅＢＡＳＥ―ＰＬＵＳ（イーベースプラス）株式会社に譲渡いたしました。

営業活動においては、企業の競争力の強化にＩＴを積極的に活用していこうとする「攻めのＩＴ経営」を目指す動きに対応し、組織力を活かした提案型の営業活動を推進してまいりました。

事業運営面においては、受注業務に見合う人材を有効に活用するためのデータベースの整備を行うとともに、成長分野に適応できる技術・知識を有する人材を確保するため、人事制度の見直しに取り組んでまいりました。また、技術要員を機動的かつ安定的に確保するためにパートナー企業との積極的な協力関係の構築を進めてまいりました。

このように組織面から事業の選択と集中を推進するとともに、積極的な営業活動に取り組むことにより、当事業年度の売上高は167億８千７百万円（前年同期比6.5％増）となりました。

一方、利益面では売上高が増加したことに加え、前事業年度において発生した大きな不採算開発案件がなくなりコストが抑制されたことから、営業利益５億１千５百万円（前年同期比255.8％増）、経常利益５億６千１百万円（前年同期比223.8％増）を計上いたしました。また、九州事業部門の事業譲渡に係る特別退職金を特別損失に１億２百万円計上するとともに、税制改正に伴う実効税率の引下げ等により５千３百万円の繰延税金資産を取崩した結果、当期純利益は３億８千２百万円（前年同期比297.0％増）となりました。

当事業年度における品目別の状況は次のとおりであります。

当社事業の中核となるコンサルティング及びシステム・インテグレーション・サービス業務においては、ＩＴ投資が活発に続く金融分野で、メガバンク向け次期システム開発の受注が大きく増加するとともに、証券や生命保険向けのシステム開発案件の受注も堅調に推移し、当事業年度の売上高の増加に大きく寄与いたしました。また、社会・公共分野におけるエネルギー関連の業務や産業・サービス分野でのエンターテインメント業、人材サービス業向けの大規模開発案件が収束に向かったものの、サービス業の販売管理システムの開発や鉄道事業者向け旅行業システムの開発などの受注を獲得することができました。この結果、当業務の売上高は139億９千２百万円（前年同期比7.1％増）と伸長いたしました。

一方、長期的かつ安定的な収益をもたらすシステムマネージメントサービス業務においては、従来のオペレーション業務にシステム基盤周辺案件をも一貫して対応すべく、新たなサービス領域への拡大に注力して営業活動を続けてまいりましたが、新規顧客の獲得までには至らず、既存受注案件の堅守に留まりました。この結果、当業務の売上高は27億７千３百万円（前年同期比4.3％増）となりました。

商品販売（ソフトウェア・プロダクト、コンピュータ及び関連機器消耗品の販売）の売上高は２千万円（前年同期比48.7％減）となりました。

品目別売上高

品　　目	第　36　期 (平成26年３月期)		第　37　期 (平成27年３月期)	
	売　上　高	構 成 比	売　上　高	構 成 比
	千円	%	千円	%
コンサルティング及びシステム・インテグレーション・サービス	13,068,260	82.9	13,992,682	83.4
システムマネージメントサービス	2,659,005	16.9	2,773,540	16.5
商　　品	40,574	0.2	20,806	0.1
合　　計	15,767,840	100.0	16,787,029	100.0

②設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は４千３百万円であります。その主な内容は、自社利用のソフトウェア２千９百万円と社内業務効率化のためのパソコン及びこれに付帯する機器１千１百万円であります。

③資金調達の状況

当事業年度における所要資金は、自己資金及び借入金によって賄い、募集株式の発行等または社債の発行による資金調達は行っておりません。

なお、借入金については、当事業年度中に金融機関から長期借入金３億円を調達しております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成26年10月16日開催の取締役会決議により、事業の選択と集中を推進し、安定的な収益を確保できる体制を構築することを目的として、平成27年１月１日付をもって、当社の九州事業部門をｅＢＡＳＥ－ＰＬＵＳ株式会社に事業譲渡いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 34 期 (平成24年３月期)	第 35 期 (平成25年３月期)	第 36 期 (平成26年３月期)	第 37 期 (平成27年３月期)
売　上　高（千円）	14,922,487	15,129,876	15,767,840	16,787,029
経　常　利　益（千円）	180,030	218,385	173,335	561,203
当期純利益または当期純損失(△)（千円）	△98,415	189,319	96,232	382,082
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失(△)（円）	△8.29	16.18	8.20	32.48
総　資　産（千円）	8,484,149	8,943,767	8,862,239	9,165,851
純　資　産（千円）	3,536,050	3,736,514	3,776,326	4,041,927

（注）１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社等の状況

①親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

②重要な子会社の状況

当社には該当する子会社はありません。

③重要な関連会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
	千円	%	
北洋情報システム株式会社	95,000	20.54	情報システムに関するコンサルティング及びソフトウェアの開発・販売・保守

（注）北洋情報システム株式会社は、平成26年６月に自己株式を440株取得いたしました。これにより当社の議決権比率は20.54%となっております。

④重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の所属する情報サービス業界は、市場構造の変革の局面を迎えております。従来型のソフトウェア開発（受託開発）から、顧客の経営戦略にも寄与できるようなＩＴ提案力の重要性が高まってきていると考えられます。また、地域ネットワークの構築、中小企業のＩＴ化、行政のシステム化といった分野での市場創造の実現や顧客目線でのシステム化の支援体制の構築、企業としての知識集約化、海外展開といった事業運営体制の構造改革に取り組んでおります。

一方、ビッグデータやマイナンバーなど新たな分野において、市場規模の拡大が期待されると同時に、今まで以上に多様化する顧客ニーズへの対応が求められております。

このような動向を踏まえ当社は、「情報サービスを通じ人と社会の豊かさに貢献する」ことを企業理念に掲げ、しっかりとしたモノづくりと高品質のサービスを顧客に提供するとともに、全てのステークホルダーから選ばれる企業になるための事業活動を行ってまいります。

このための基本的な方針は次のとおりであります。

①当社の事業構成、顧客基盤、事業ポートフォリオの利点を活かし、従来以上に事業の選択と集中を図ることで安定的な収益を確保できる体制を構築してまいります。具体的には、当社が得意とする金融分野での業務拡大と受注の獲得、マイナンバー制度の動向を見据えた社会・公共分野でのサービスの拡充、第三者的な視点でシステムの品質を検証するシステム検証サービスの水平展開などに注力してまいります。

②多様化する顧客のニーズを的確に把握すると同時に、「攻めのＩＴ」を意識し、業務知識と技術を駆使した高品質のサービスを提供することにより、将来のコアユーザー開拓に努めてまいります。

③人事制度の見直し・導入により、成長を目指す事業に適応できる人材や社会・市場の変化に対応でき内外から高く評価される人材を確保・育成していくことにより、活力ある企業体を目指してまいります。

④海外事業拠点として中国・遼寧省大連市に設置している非連結子会社において、引き続き当該拠点を活用し、日本からのシステム開発受託案件を中心とした、対日ビジネスを積極的に取り込んだ事業展開を図るとともに、対中国向けのビジネスへの参入も視野に営業活動を行ってまいります。

以上の方針に基づき、これを確実に具体化することにより、当社のブランド力と企業価値を向上させてまいる所存であります。株主の皆様には、なお一層のご支援、ご鞭撻をお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、情報サービス事業を行っており、その内容は次のとおりであります。

①コンサルティング及びシステム・インテグレーション・サービス
- 情報システム構築に関するコンサルティング・サービス
- 政策立案、意思決定に資する調査研究
- システム開発（システム化要件分析、概念設計、基本設計、詳細設計、プログラム開発）
- システム検証サービス
- システムのテスト・導入教育・保守

②システムマネージメントサービス
- システムの運用・管理サービス
- 総合システム運用管理ツール技術支援サービス
- インターネットデータセンターサービス
- システムサポートセンターサービス

③商品販売
- ソフトウェア・プロダクトの販売
- コンピュータ及び関連機器消耗品の販売

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

①当社

・本社	(東京都港区)
・新潟事業所	(新潟市中央区)
・関西事業所	(大阪市中央区)

(注) 当社九州事業部門の事業譲渡に伴い、平成27年１月１日付をもって、九州事業所（福岡市博多区）を閉鎖いたしました。

②重要な子会社

当社には該当する子会社はありません。

③重要な関連会社

北洋情報システム株式会社

・本社	(札幌市中央区)
・東京支店	(東京都品川区)

(7) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,319名	57名減	37.7歳	13.3年

（注）1. 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。
なお、休職者、嘱託社員、契約社員は含まれておりません。
2. 従業員数が前事業年度末と比べ大幅に減少しておりますが、その主な理由は、当社九州事業所を対象とした九州事業部門の事業譲渡に伴い、当該事業所に所属する従業員が譲渡先に転籍したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	285,000千円
株式会社千葉興業銀行	50,600千円
日本生命保険相互会社	33,600千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年３月31日現在）

①発行可能株式総数　50,000,000株
②発行済株式の総数　13,034,660株
③株主数　1,791名（前事業年度末比32名減）
④発行済株式の総数に対する株式保有割合の高い上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
安藤文男	1,515千株	12.88%
IKI持株会	1,512千株	12.86%
安藤多喜夫	1,149千株	9.77%
畑中章孝	248千株	2.11%
株式会社三菱東京UFJ銀行	214千株	1.82%
株式会社千葉興業銀行	203千株	1.73%
春日正好	203千株	1.73%
有限会社エム・ビ・エス	200千株	1.70%
三井倉庫ホールディングス株式会社	200千株	1.70%
浅野益男	143千株	1.22%

（注）1. 当社は、自己株式（1,276,373株）を保有しておりますが、上記株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安藤文男	
代表取締役専務取締役	林三樹雄	
取締役	宮南研	営業部門担当
取締役	清水信隆	事業部門担当 大連愛凱系統集成有限公司董事
取締役	清水寛	管理部門担当
常勤監査役	江藤仁志	
常勤監査役	豊田一馬	
監査役	本渡章	弁護士
監査役	望月琢彦	
監査役	五十嵐和夫	

（注）1. 平成26年６月25日開催の第36回定時株主総会において、江藤仁志氏及び豊田一馬氏が監査役に選任され、就任いたしました。
2. 平成26年６月25日開催の第36回定時株主総会の終結の時をもって、常勤監査役翁川勇治氏及び幅政喜氏が任期満了により退任いたしました。
3. 監査役本渡　章氏、望月琢彦氏及び五十嵐和夫氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、監査役本渡　章氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

②執行役員の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	羽場昌巳	情報通信事業部・フィナンシャル事業部・メガバンク推進部統括
執行役員	岩田好廣	営業企画本部長兼営業企画部長
執行役員	高橋眞司	事業推進本部長

（注） 当社は、会社の業務の執行とこれに対する監督とを分離し、経営の効率性及び透明性を確保するため、平成23年４月１日から執行役員制度を導入しております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （0）	80,721千円
監査役 （うち社外監査役）	7名 （3）	28,500千円 (9,600)
合計	12名	109,221千円

（注）1. 取締役の報酬体系は、役位別の定額による月額報酬である基本報酬及び当社の各事業年度に係る業績等を勘案のうえ決定する年次賞与から構成されております。また、監査役の報酬体系は、定額による月額報酬である基本報酬のみから構成されております。なお、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度については、当社の経営改革の一環として、平成17年６月30日をもって廃止しております。
2. 監査役の人数には、平成26年6月25日開催の第36回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役２名が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成14年６月27日開催の第24回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成11年７月30日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。

ニ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役本渡　章	16回	94%	14回	100%
監査役望月琢彦	17回	100%	14回	100%
監査役五十嵐和夫	17回	100%	14回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役望月琢彦氏及び五十嵐和夫氏は、会社経営についての豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらを活かした第三者の視点から、経営の妥当性も含め発言を行っております。

監査役本渡　章氏は、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外監査役いずれも、200万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

ヘ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役の選任について慎重に検討しておりましたが、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。しかしながら、コーポレート・ガバナンスの最近の動向に鑑み、当社の取締役の職務執行に対する監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図るため、本定時株主総会において社外取締役の選任を提案しております。

5. 会計監査人の状況

①名称　　有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

当事業年度の監査に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度の監査に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、職務の執行に支障がある場合等会計監査人を解任しまたは不再任とする必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」として、取締役会において以下のとおり決議しております。

①基本理念

当社グループ（当社及びその子会社からなる企業集団をいう。以下同じ。）は、コンプライアンス（法令遵守）の実践、適正なリスク管理体制の構築、経営の意思決定及び業務執行に係るプロセスの透明性・有効性・効率性の確保ならびに財務報告の適正性の確保を基本理念と定め、取締役社長を委員長とする内部統制推進委員会を設置し、以下に定める基本方針のもと、有効に機能する内部統制システムの整備に精力的に取り組むこととする。

②取締役及び執行役員（同等の職務の執行を委嘱された者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンスを実現するため当社グループを対象とする企業行動基準を制定し、当社ならびに子会社の取締役、執行役員及び使用人が法令、定款、社内規程ならびに企業倫理を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

ロ．内部統制推進委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の構築及びイ．に定める企業行動基準の浸透について審議を行う。

ハ．コンプライアンスに係る内部統制推進委員会の活動状況を取締役会及び監査役に報告する。

ニ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を絶つために、反社会的勢力の介入防止に関する規程等に基づき組織全体で毅然とした対応をとる。

③取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．文書及び情報の管理に関する規程に基づき、所管部門において取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要な文書及び情報（議事録、決裁関係書類、契約書、会計・税務関係書類等）の適切な管理を行う。

ロ．取締役及び監査役から閲覧の要求があった場合は、イ．の文書及び情報を速やかに提出するものとする。

ハ．文書及び情報の管理に関する規程において、文書及び情報の保存期間を定める。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．事業上発生する損失の危険（以下「リスク」という。）に備えるため、リスク管理に関する規程を制定する。

ロ．内部統制推進委員会は、リスク管理に関する規程に基づき、当社グループにおけるリスク管理システムの整備、リスクの未然・再発防止のための措置等について審議する。

ハ．リスクに基づく損失の危機が発生した場合は、危機管理に関する規程に基づき、直ちに対策本部を設置し対応にあたる。また、その対応状況を取締役会に報告する。

ニ．取締役会及び監査役は、リスク管理の運用状況について監視し、必要に応じて指示を行う。

⑤取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役が取締役会の構成員として有する業務執行者への監視監督権限を充実・強化し、経営の効率性及び透明性を確保するため、取締役から業務執行権限を分離し、これを執行役員に委譲する。執行役員は、取締役会において決定した経営方針に基づき会社の業務を執行する。

ロ．機動的かつ迅速な業務執行を実現するため、法令上取締役会が決議すべき事項以外の業務執行に関するものについては、できる限り代表取締役及び執行役員による決定に委ねる。

ハ．経営の意思決定及び業務執行に係るプロセスについて組織関連規程（組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等）を整備するとともに、これに基づく社内業務フローを定め運用する。また、これらについては牽制面、効率面の観点から随時必要な見直しを行う。

ニ．取締役、執行役員及び部門長により構成する定期的な会議を開催し、業務執行に関する全社的または個別的課題について、実務的な観点から協議する。

⑥使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．②イ．に定める企業行動基準の周知・徹底を図る。

ロ．内部統制推進委員会が策定するコンプライアンスに関する活動計画のもと、使用人へのコンプライアンス教育を実施する。

ハ．監査室は、各部門の日常的なコンプライアンス面での活動状況について、計画的な内部監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に報告する。是正・改善の必要があるときには、主管部門及び被監査部門は速やかにその対策を講じる。

ニ．コンプライアンスに係る社内報告制度を導入し、使用人が直接コンプライアンス担当の取締役その他当社グループの内部及び外部に設ける受付窓口に通報できる体制を形成する。コンプライアンス担当の取締役は、重要な通報については、その内容を取締役社長に報告するとともに、会社として適切な措置を講じなければならない。なお、いかなる場合においても通報を行ったことを理由として、当該通報を行った者に対して不利益となる取扱いを行わないものとする。

⑦財務報告の適正性を確保するための体制

イ．適正な財務報告を行うことが経営上重要な事項であることを認識させるため、財務報告に係る内部統制構築のための基本方針を定め、周知・徹底を図る。

ロ．イ．の基本方針に基づき、取引の発生から会計システムを通じて財務諸表が作成される過程において、虚偽や誤りが生じる要因を洗い出し、これらが生じない内部統制システムを整備する。

ハ．ロ．の内部統制システムの有効性を整備面及び運用面からそれぞれ評価し、不備が発見された場合は速やかにこれを是正するとともに、期末日の状況について適正な開示を行う。

⑧当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、当社グループ各社と連携し、グループ全体としての職務の適法性、企業の倫理性及び財務報告の信頼性を確保するため、関係会社に関する管理規程等に基づく適正な経営管理を行う。

ロ．当社グループ各社の事業運営、事務管理等に関する事項については、関係会社に関する管理規程等に基づき、適切な管理、指導または支援を行う。

ハ．監査室は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告する。また、指摘事項についての是正・改善状況を観察し、必要に応じて指導・助言を行う。

⑨監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名するものとする。

⑩監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．⑨に定める使用人への指揮権は、補助すべき業務を遂行する間において監査役に委譲されたものとし、当該業務遂行中は取締役社長または当該使用人の上位職位者の指揮命令を受けないものとする。

ロ．⑨に定める使用人の懲戒処分のうち、監査役の補助業務を理由とする事項については、各監査役の事前の承認を得るものとする。

⑪当社グループにおける取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、内部統制推進委員会、⑤ニ．に定める会議等の重要な会議に出席することができる。

ロ．監査役は、取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクのほか、経営上の重要課題等について報告を求め、意見交換を行うものとする。

ハ．取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに当該事項の報告を行う。

ニ．当社グループにおける取締役、執行役員及び使用人が監査役へ報告を行うことができる体制を形成する。なお、いかなる場合においても報告を行なったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益となる取扱いを行わないものとする。

⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役社長等に対して、次の監査役監査の環境整備を含む諸事項について要請を行い、必要に応じて確認をとるものとする。

イ．監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び理解

ロ．監査役の職務遂行を補助する体制の整備に関する事項

ハ．取締役、執行役員及び使用人が監査役に対して報告すべき事項

ニ．内部監査部門等との連係に関する事項

ホ．内部統制システムの整備に関する事項

ヘ．監査にかかる諸費用の予算化に関する事項

ト．その他、監査役の円滑な監査活動の保障に関する事項

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注） 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

計算書類

貸借対照表（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,077,450
現金及び預金	3,587,077
売掛金	2,547,671
商品及び製品	3,556
仕掛品	351,889
前払費用	177,133
繰延税金資産	401,532
その他	8,588
固定資産	2,088,400
有形固定資産	288,271
建物	106,422
構築物	125
車両運搬具	1,512
工具器具及び備品	52,148
リース資産	11,069
土地	116,992
無形固定資産	78,324
ソフトウェア	45,928
電話加入権	8,689
ソフトウェア仮勘定	23,707
投資その他の資産	1,721,803
投資有価証券	717,263
関係会社株式	69,044
差入保証金	228,411
繰延税金資産	699,733
その他	7,351
資産合計	9,165,851

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,413,823
買掛金	620,650
１年内返済予定の長期借入金	194,800
未払金	305,880
リース債務	3,313
未払法人税等	19,057
未払消費税等	366,720
前受金	19,290
預り金	37,658
賞与引当金	811,390
受注損失引当金	17,093
その他	17,969
固定負債	2,710,100
長期借入金	225,000
リース債務	7,848
退職給付引当金	2,241,386
資産除去債務	60,924
長期未払金	174,432
長期預り敷金	509
負債合計	5,123,923
純資産の部	
株主資本	3,895,313
資本金	1,180,897
資本剰余金	1,859,565
資本準備金	295,224
その他資本剰余金	1,564,341
利益剰余金	1,179,171
その他利益剰余金	1,179,171
繰越利益剰余金	1,179,171
自己株式	△324,320
評価・換算差額等	146,613
その他有価証券評価差額金	146,613
純資産合計	4,041,927
負債純資産合計	9,165,851

（注）　記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成26年４月1日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		16,787,029
売上原価		14,038,955
売上総利益		2,748,074
販売費及び一般管理費		2,232,489
営業利益		515,585
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,910	
助成金収入	3,453	
投資事業組合運用益	19,467	
その他	5,630	52,462
営業外費用		
支払利息	5,247	
為替差損	327	
その他	1,268	6,844
経常利益		561,203
特別利益		
事業譲渡益	3,000	
資産除去債務戻入益	2,106	
会員権売却益	60	5,166
特別損失		
固定資産廃棄損	3,431	
特別退職金	102,211	105,642
税引前当期純利益		460,727
法人税、住民税及び事業税	24,954	
法人税等調整額	53,690	78,645
当期純利益		382,082

（注）　記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成26年４月1日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年４月１日　期首残高	1,180,897	295,224	1,564,341	1,859,565	960,188	960,188	△323,088	3,677,562
会計方針の変更による累積的影響額					△104,280	△104,280		△104,280
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,180,897	295,224	1,564,341	1,859,565	855,908	855,908	△323,088	3,573,281
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△58,818	△58,818		△58,818
当期純利益					382,082	382,082		382,082
自己株式の取得							△1,231	△1,231
自己株式の処分				-				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	323,263	323,263	△1,231	322,031
平成27年３月31日　期末残高	1,180,897	295,224	1,564,341	1,859,565	1,179,171	1,179,171	△324,320	3,895,313

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日　期首残高	98,763	98,763	3,776,326
会計方針の変更による累積的影響額			△104,280
会計方針の変更を反映した当期首残高	98,763	98,763	3,672,045
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△58,818
当期純利益			382,082
自己株式の取得			△1,231
自己株式の処分			-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	47,849	47,849	47,849
事業年度中の変動額合計	47,849	47,849	369,881
平成27年３月31日　期末残高	146,613	146,613	4,041,927

（注）　記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社及び関連会社株式　移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法
なお、投資事業組合への出資持分については、組合の直近の決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品及び製品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕掛品　個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　８～34年
工具器具及び備品　４～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

イ. ソフトウェア

・自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・市場販売目的のソフトウェア　見込販売収益による償却方法と見込販売期間（３年以内）の均等配分額を比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

③リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。
ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、それ以外のプロジェクトについては工事完成基準をそれぞれ適用しております。なお、工事進行基準を適用する場合の当事業年度末における進捗率の見積りは、原価比例法を用いております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が162,026千円増加し、繰越利益剰余金が104,280千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10,169千円増加しております。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額は8.28円減少し、１株当たり当期純利益金額は0.58円増加しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「長期預り敷金」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「長期預り敷金」は509千円であります。

(退職給付関係)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日)の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更しております。

なお、計算書類の組替えの内容は当該箇所に記載しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額　有形固定資産　631,181千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

①短期金銭債権	991千円
②短期金銭債務	39,355千円

(3) 受注損失引当金

損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せず両建てで表示しております。

なお、損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は6,587千円であります。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①売上高	973千円
②外注費	378,042千円
③その他の営業費用	2,969千円
④営業取引以外の取引高	1,739千円
(2) 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額	17,093千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	13,034,660株	0株	0株	13,034,660株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,270,943株	5,430株	0株	1,276,373株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

平成26年６月25日開催の第36回定時株主総会において次のとおり決議しております。

- 株式の種類　普通株式
- 配当金の総額　58,818千円
- １株当たり配当額　５円
- 基準日　平成26年３月31日
- 効力発生日　平成26年６月26日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成27年６月24日開催予定の第37回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- 株式の種類　普通株式
- 配当金の総額　82,308千円
- １株当たり配当額　７円
- 基準日　平成27年３月31日
- 効力発生日　平成27年６月25日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金超過額	268,570千円
未払金	15,251千円
受注損失引当金	5,657千円
繰越欠損金	93,094千円
その他	18,958千円
小計	401,532千円
評価性引当額	－千円
合計	401,532千円
繰延税金負債（流動）	－千円
繰延税金資産（流動）の純額	401,532千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金超過額	724,864千円
減損損失	55,100千円
長期未払金	44,704千円
その他	47,607千円
小計	872,276千円
評価性引当額	△101,031千円
合計	771,245千円
繰延税金負債（固定）	△71,512千円
繰延税金資産（固定）の純額	699,733千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は102,171千円減少し、法人税等調整額が109,322千円、その他有価証券評価差額金が7,150千円、それぞれ増加しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画等に基づき必要な資金を主に銀行借入で調達し、一時的な余資については主に銀行預金で運用しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、その大部分が１ヶ月以内に支払期日が到来するものとなっております。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後５年であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程及び販売管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を確認するとともに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについて、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、主管部門である経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を資金計画策定時に定めた水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	3,587,077千円	3,587,077千円	－千円
(2) 売掛金	2,547,671千円	2,547,671千円	－千円
(3) 投資有価証券	511,706千円	511,706千円	－千円
(4) 買掛金	(620,650) 千円	(620,650) 千円	－千円
(5) １年内返済予定の長期借入金	(194,800) 千円	(194,800) 千円	－千円
(6) 長期借入金	(225,000) 千円	(223,690) 千円	△1,309千円

(*) 負債に計上されている金融商品については、( ) で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに (2) 売掛金

これらは、通常短期間で決済されることが予定されており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券のうち、株式は取引所の価格によっております。組合出資金は、組合財産を時価評価できるものについて時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなしております。

なお、有価証券は、その保有目的に従って、その他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	227,576千円	426,720千円	199,143千円
	その他	46,255千円	64,510千円	18,255千円
	小計	273,832千円	491,231千円	217,398千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21,181千円	20,475千円	△706千円
	その他	－千円	－千円	－千円
	小計	21,181千円	20,475千円	△706千円
合計		295,013千円	511,706千円	216,692千円

(4) 買掛金

これらは、通常短期間で決済されることが予定されており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) １年内返済予定の長期借入金及び(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額
非連結子会社株式及び関連会社株式（*）	69,044千円
優先株式（*）	200,000千円
非上場株式（*）	5,557千円
合計	274,602千円

（*）非連結子会社株式及び関連会社株式、優先株式、非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「(3) 投資有価証券」に含まれておりません。

（注３）長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
長期借入金	－千円	60,000千円	60,000千円	60,000千円	45,000千円

8. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に対する投資の金額　43,000千円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額　177,078千円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額　18,706千円

9. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　343円75銭
(2) １株当たり当期純利益　32円48銭

10. その他の注記

退職給付関係に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、複数事業主により設立された厚生年金基金制度及び退職一時金制度を、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、215,554千円であります。

(1) 複数事業主制度全体の直近の積立状況（平成26年３月31日現在）

年金資産の額	636,261,314千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額(注)	648,005,851千円
差引額	△11,744,536千円

(注)前事業年度においては「年金財政上の給付債務の額」(581,269,229千円）と掲記していた項目であります。

(2) 複数事業主制度全体の掛金に占める当社の割合（平成26年３月分）

0.99%

(3) 補足説明

上記（2）の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

3. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,251,344千円
会計方針の変更による累積的影響額	162,026千円
会計方針の変更を反映した期首残高	2,413,371千円
勤務費用	124,127千円
利息費用	24,133千円
数理計算上の差異の発生額	43,212千円
退職給付の支払額	△205,116千円
退職給付債務の期末残高	2,399,728千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	2,399,728千円
未積立退職給付債務	2,399,728千円
未認識数理計算上の差異	△332,350千円
未認識過去勤務費用	174,008千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,241,386千円

退職給付引当金	2,241,386千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,241,386千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	124,127千円
利息費用	24,133千円
数理計算上の差異の費用処理額	50,662千円
過去勤務費用の費用処理額	△46,402千円
確定給付制度に係る退職給付費用	152,521千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.75%

4. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	251,057千円

企業結合等関係に関する注記

（事業分離）

当社は、平成26年10月16日開催の取締役会決議に基づき、同日付でｅＢＡＳＥ－ＰＬＵＳ株式会社に対する当社九州事業部門の承継についての事業譲渡契約を締結し、平成27年１月１日に譲渡いたしました。

１．事業分離の概要

(1)分離先企業の名称

ｅＢＡＳＥ－ＰＬＵＳ株式会社

(2)分離した事業の内容

当社九州事業部門におけるコンサルティング、システム・インテグレーション・サービス及びシステムマネージメントサービス

(3)事業分離を行った主な理由

当社九州事業部門は、昭和61年10月、当社合併前の日本ナレッジインダストリ株式会社の九州支社として発足し、株式会社アイエックスとの合併による同社小倉オフィスとの統合を経て、現在まで九州地区を中心に事業を行ってまいりました。

一方で、情報サービス業界を取り巻く環境の変化に対応するため、当社は事業の選択と集中により効率的な事業運営を図ることで、安定的な収益を確保できる体制の構築を進めてまいりました。

このような事業戦略の中、当社は九州事業部門の事業譲渡につきｅＢＡＳＥ－ＰＬＵＳ株式会社と協議・交渉を進め、本事業譲渡が当社の事業戦略の促進につながるとともに、当該九州事業においても、同社ならびに当社がこれまで培ってきた技術及びノウハウ等の相乗効果が見込まれることから、同社と事業譲渡契約を締結するものであります。

(4)事業分離日

平成27年１月１日

(5)法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする事業の譲渡

2．実施した会計処理の概要

(1)移転損益の金額

3,000千円

(2)移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	2,322千円
固定資産	9,551千円
資産合計	11,873千円

(3)会計処理

移転した九州事業部門に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業部門に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

3．当事業年度の計算書類に計上されている分離した事業に係る損益概算額

売上高	538,896千円
営業利益	△10,643千円

監査報告書

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

アイエックス・ナレッジ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古　山　和　則　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高　野　浩　一　郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アイエックス・ナレッジ株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

アイエックス・ナレッジ株式会社　監査役会

常勤監査役　江　藤　仁　志　㊞
常勤監査役　豊　田　一　馬　㊞
社外監査役　本　渡　　章　㊞
社外監査役　望　月　琢　彦　㊞
社外監査役　五　十　嵐　和　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、安定的かつ継続的な配当を基本に据えつつ各事業年度に係る業績を勘案した成果の配分を行うとともに、情報サービス業界における急激な需要の変化や技術革新に対応した積極的かつ継続的な教育投資、技術開発投資を行い、会社の競争力を維持・強化するため内部留保の充実にも努めることを基本方針としております。

かかる基本方針を踏まえ、第37期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金７円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、82,308,009円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の経営体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役を１名増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1. 安藤文男（あんどうふみお）　(昭和30年６月23日生)　再任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和54年５月	(株)アイエックス取締役
昭和62年３月	同社常務取締役総務担当
平成２年７月	同社専務取締役事業本部長
平成３年６月	同社取締役副社長事業担当
平成６年７月	同社代表取締役副社長
平成８年６月	同社代表取締役社長
平成11年10月	当社代表取締役副社長
平成13年10月	当社代表取締役社長（現任）

■所有する当社株式の数　1,515,000株

2. 林（はやし）　三樹雄（みきお）　(昭和26年12月16日生)　再任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和48年４月	(株)アイエックス入社
平成11年10月	合併により当社入社
平成18年６月	当社取締役第５事業部長
平成20年１月	当社常務取締役第５事業部長
平成21年４月	当社常務取締役事業部門管掌兼第三営業部・金融第一・金融第二・ビジネスソリューション・ＩＣＴソリューション事業部担当
平成23年４月	当社常務取締役
平成25年６月	当社代表取締役専務取締役
平成27年４月	当社代表取締役副社長（現任）

■所有する当社株式の数　15,000株

3. 宮南 研（みやなみ けん） (昭和35年３月10日生)

再任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和57年４月	当社入社
平成14年６月	当社取締役ソリューション第２事業本部長
平成18年４月	当社取締役事業統括本部長
平成21年４月	当社取締役第一営業部・ＩＴサービス・品質ソリューション事業部担当
平成23年４月	当社取締役執行役員ＩＴサービス事業部・サービスインテグレーション事業部・品質ソリューション事業部・マーケティングビジネス部担当
平成25年４月	当社取締役営業部門担当
平成27年４月	当社取締役事業部門担当（現任）

■所有する当社株式の数　12,000株

4. 清水 信隆（しみず のぶたか） (昭和32年４月21日生)

再任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和51年４月	(株)アイエックス入社
平成11年10月	合併により当社入社
平成18年６月	当社取締役第２事業部長
平成21年４月	当社取締役第二営業部・アプリケーション・エンベデッド・西日本事業部担当
平成23年４月	当社取締役執行役員ビジネスソリューション事業部・エリア事業部・科学技術サービス部担当
平成25年４月	当社取締役事業部門担当
平成27年４月	当社取締役営業部門担当（現任）

（重要な兼職の状況）
大連愛凱系統集成有限公司董事

■所有する当社株式の数　17,000株

5. 清水 寛（しみず ひろし） (昭和37年10月19日生)

再任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和60年４月	(株)アイエックス入社
平成11年10月	合併により当社入社
平成18年６月	当社取締役総務部長
平成21年４月	当社取締役管理部門担当
平成23年４月	当社取締役執行役員経営企画本部長
平成25年４月	当社取締役管理部門担当（現任）

■所有する当社株式の数　3,000株

6. 本渡（ほんど）　章（あきら）（昭和27年５月24日生）

社外　**新任**

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和55年４月　弁護士登録、弁護士（現任）
（現在東京弁護士会所属）

平成15年６月　当社監査役（現任）

■所有する当社株式の数　０株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．本渡　章氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は本渡　章氏を社外監査役として株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ておりますが、同氏の選任が本総会において承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
３．本渡　章氏は、弁護士として、自ら法律事務所を設立・運営し、そこでの活動を通じて長年にわたり培われた法律知識と豊富な実務経験が当社の経営の意思決定に有効かつ適正に活かされ、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断し候補者としております。
４．本渡　章氏は平成15年６月から当社の監査役に就任しており、その就任期間は本総会の終結の時をもって12年となります。
５．当社は、本渡　章氏との間において、社外監査役として200万円または会社法第425条第１項の規定に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする同法第427条第１項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。なお、本渡　章氏の選任が本総会において承認された場合には、社外取締役として1,000万円または会社法第425条第１項の規定に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする同法第427条第１項の規定に基づく責任限定契約を改めて締結する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役本渡　章氏は、本総会の終結の時をもって辞任され、また、監査役五十嵐和夫氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1. 五十嵐（いがらし）　和夫（かずお）　(昭和20年８月26日生)

社外　**再任**

■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

昭和39年４月	(株)日立製作所入社
平成９年８月	同社情報システム事業部社会システム本部第一システム部長
平成14年４月	同社情報・通信グループ情報制御システム事業部交通システム本部長
平成17年５月	(株)ハイマックス執行役員経営管理室長
平成17年10月	同社常務執行役員経営管理室長兼第一事業本部副事業本部長
平成18年４月	同社専務執行役員技術本部長
平成25年６月	当社監査役（現任）

■所有する当社株式の数　０株

2. 石黒（いしぐろ）　義昭（よしあき）　(昭和24年10月20日生)

社外　**新任**

■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

昭和47年４月	日本電信電話公社（現日本電信電話(株)）入社
昭和60年11月	同社中央ソフトウェアセンタ担当部長
昭和63年４月	同社データ通信事業本部開発本部担当部長
昭和63年７月	エヌ・ティ・ティ・データ通信(株)(現(株)エヌ・ティ・ティ・データ)入社　同社開発本部担当部長
平成８年７月	同社産業システム事業本部第三産業システム事業部第二統括部長
平成11年４月	同社産業システム事業本部第五産業システム事業部長
平成12年８月	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム 代表取締役常務(現任)

■所有する当社株式の数　０株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．五十嵐和夫氏及び石黒義昭氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は石黒義昭氏の選任が本総会において承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
３．五十嵐和夫氏は、会社経営についての豊富な経験と幅広い知識を有し、これらを活かして第三者の視点からの有効かつ適正な監査を期待しており、当社の社外監査役にふさわしいものと判断し候補者としております。

4．五十嵐和夫氏は、本総会の終結の時をもって当社の社外監査役に就任してから２年となります。
5．石黒義昭氏は、会社経営について豊富な経験と幅広い知識を有し、これらを活かして第三者の視点からの有効かつ適切な監査を期待しており、当社の社外監査役にふさわしいものと判断し候補者としております。
6．石黒義昭氏は、本年６月11日をもって株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム代表取締役常務を退任する予定であります。
7．当社は、五十嵐和夫氏との間において、200万円または会社法第425条第１項の規定に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする同法第427条第１項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の選任が本総会において承認された場合には、本契約を継続する予定であります。また、石黒義昭氏の選任が本総会において承認された場合には、同氏との間においても同様の契約を締結する予定であります。

以　上

株主総会会場 ご案内図

会場：ホテルJALシティ田町東京　地下1階「鳳凰の間」
東京都港区芝浦三丁目16番18号



交通のご案内：
- **JR田町駅**　**芝浦口（東口）**より徒歩約**7**分
- 都営地下鉄三田線・浅草線　**三田駅**　**A4出口**より徒歩約**10**分

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いただきます。

アイエックス・ナレッジ株式会社
〒108-0022 東京都港区海岸3-22-23
TEL.03-6400-7000（代表）　FAX.03-6400-7900
http://www.ikic.co.jp

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。